

I 保育所の役割

| | |
|---|--|
| - 1 理念・基本方針 | |
| (1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。 | |
| 評価結果 | 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。</p> |
| <p>【 -1 保育所の理念・基本方針等の特記事項】</p> <p>理念・基本方針を園内に掲示するとともに「入園のしおり」やホームページ「社会福祉法人伸晃会六供ひよこ保育園web」にも明示しており、年度当初の会議及び毎月の会議において理念の解説等を行い全職員に共有化されている。</p> <p>ホームページ上では、前身の前橋市立第五保育所への配慮が過ぎるため、一般の方への理念・基本方針の周知と言う面からは、若干の分かりにくさがある。</p> | |

| | |
|--|---|
| - 2 他機関との連携 | |
| (1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。 | |
| 評価結果 | 他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| <p>(1-2 他の機関・団体等との連携等の特記事項)</p> <p>全職員が所持している「運営基本マニュアル」に、他機関・団体等との連携が明記されており、年度当初の会議において共有化されている。</p> <p>交流保育等で著しい成果を上げている。</p> | |

| | |
|---------------------------------------|---|
| - 3 保育所の社会的責任 | |
| (1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。 | |
| 評価結果 | 保育所の専門機能等が地域社会で活用されるための取り組みをしている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |

| | |
|---|--|
| | c) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されていない。 |
| (2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。 | |
| 評価結果 | 保育内容に関する情報の提供を行っている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| 評価結果 | 保育の実施にあたり、保護者等に説明し同意を得ている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。</p> |
| (3) 実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。 | |
| 評価結果 | 実習生・体験学習の受け入れが効果的に行われている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。</p> |
| (4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。 | |
| 評価結果 | ボランティアの受入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) ボランティア受入れに関するマニュアルの整備が十分でない。</p> |
| <p>【 -3 保育所の社会的責任等の特記事項】</p> <p>自治会役員の方との交流をはじめとし、地域の運動会に積極的参加や毎週水曜日の園庭解放には回覧板を用いる等で毎回案内書を400部配布し実効を上げている。又、「ひよこの会」を組織し地域の方にテーマに基づく勉強の機会を提供している。保育の専門的知識や能力を地域社会に貢献している。</p> <p>保育園見学は通年行い年間100組以上の見学者があり、保育に関する情報発信を行っている。</p> <p>実習生の受け入れについては、園長が養成校との会合に出席し、効果的受け入れに配慮している。</p> | |

Ⅱ 保育所の運営

| - 1 事業計画 | |
|---|--|
| (1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。 | |
| 評価結果 | 保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。 |
| a | 【判断基準】 a) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されていない。 |
| 評価結果 | 中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。 |
| a | 【判断基準】 a) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されていない。 |
| 【 -1 保育の質の向上を目的とした事業計画等の特記事項】 2015年に向けての中長期計画についてはマインドマップ手法を用いて明確に定めている。3年間のスパンでの戦略的課題達成シートを用いて個々の目標を明確化している。 法人の理念・保育課程・法人の事業計画・戦力的課題達成シートがリンクしている。 | |

| - 2 体制及び責任 | |
|-------------------------|--|
| (1) 保育所の運営が適切に行われている。 | |
| 評価結果 | 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。 |
| a | 【判断基準】 a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。 |
| 評価結果 | 引き継ぎは適切に行われている。 |
| a | 【判断基準】 a) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。 |

| | |
|--|--|
| 【 -2 体制及び責任等の特記事項】 | |
| 運営基本マニュアルの職制・職務分掌を明示し、学年別年間計画・学年別月間計画・未満児別授業計画・学年別週案等がネットワークの構築によりパソコンで関係職員が常時アクセスでき、職制・職務分掌と業務計画・体制及び責任の在り方が有機的に機能している。 | |
| - 3 経営状況の把握 | |
| (1) 保育所の経営環境の変化等に適切に対応している。 | |
| 評価結果 | 保育所の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。 |
| a | 【判断基準】 a) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。 c) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握も改善に向けた取り組みを行っていない。 |
| 【 -3 経営状況の把握等の特記事項】 | |
| 行事の後等、保護者や地域社会の動向から、社会福祉法人に特化した東京の公認会計士と顧問契約を締結し広く保育所の経営を取りまく環境や経営状況の把握に努め、そのアドバイスに従い改善が進行している。 | |

| | |
|--------------------------|--|
| - 4 人事管理 | |
| (1) 人事管理の体制が整備されている。 | |
| 評価結果 | 保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。 |
| a | 【判断基準】 a) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていないが、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。 |
| 評価結果 | 人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。 |
| a | 【判断基準】 a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。 b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。 c) 定期的な人事考課を実施していない。 |
| (2) 職員の就業環境に配慮がなされている。 | |
| 評価結果 | 職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。 |
| a | 【判断基準】 a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。 |

| | |
|--|---|
| | <p>b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。</p> <p>c) 職員の就業環境や意向を把握していない。</p> |
| 評価結果 | <p>福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。</p> |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しており、かつ組織として独自の福利厚生事業を明文化しており、職員に説明する場を設けている。</p> <p>b) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を明文化していない。</p> <p>c) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入していない。</p> |
| <p>【 -4 人事管理等の特記事項】</p> <p>必要な人材や人員体制は月例会議で検討し、これを受け理事会において新規採用計画を決定する。リーダー会議では在職者の教育訓練計画を策定している。人材診断で個人の特性を把握し行事や係を決定している。</p> <p>職員の就業環境や意向を把握としては、面談(1回目) 自己申告書 上司の評価 面談(2回目)の体制を確立し職員の意向の把握に努めている。</p> <p>県単共済に加入するとともに慶弔規定を設け、食事会も年2回実施する等福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。</p> | |

Ⅲ 保育の内容

| | |
|-------------------------------|---|
| - 1 子どもの権利擁護 | |
| (1) 子どもの人権に配慮している。 | |
| 評価結果 | マニュアルは策定されているが、共通認識が不十分であり今後の課題としている。 |
| b | <p>【判断基準】</p> <p>a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を周知していない。</p> |
| 評価結果 | マニュアルは策定されているが、実施については今後期待される。 |
| b | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されており、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルの整備が十分ではない。</p> |
| 評価結果 | 保育所内虐待等に備えた対応方法が定められている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策が定められている。</p> <p>b) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策は定められていない。</p> <p>c) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されていない。</p> |
| (2) 子どもの自尊心に配慮している。 | |
| 評価結果 | 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、具体的な事例を含め職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されておらず、具体的な方針を含め職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| (3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。 | |
| 評価 | プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。 |

| | |
|----|---|
| 結果 | |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルの整備が十分ではない。</p> |

(4) 苦情解決ができる体制が適切である。

| | |
|------|---|
| 評価結果 | 保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 苦情解決の運用については、マニュアルの整備が十分ではない。</p> |

【 -1 子どもの権利擁護等の特記事項】

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。(2011年1月1日作成)全職員に配布はされているが共通認識を図る場は設けていない。今後の課題として「プロジェクト会議」(チーム5名・月1回)を行い、検討されていく予定がある。(1)-

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており、職員の共通認識を深める等の取り組みとして「子供との不適切な関わり防止」について明文化されている。今後の保育内容の中期ビジョン(5年間)の目標「戦略課題達成計画シート」に基づき、計画、実行、検証と改善が実施されていく予定がある。(1)-

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており、「Parent & Child Support Manual」(前橋市子ども課発行)に基づき、虐待等が行われたり、疑われたりした場合の対応が適切に行われている。(1)-

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており、「年間保育目標計画」(年齢別)「月案」(年齢別)等に基づき、子どもの自尊心を傷つけない配慮がなされている。「学年会議」(月1回)・「ケース会議」(2ヶ月に1回)において職員の共通認識が図られている。(2)-

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」「六供ひよこ保育園個人情報管理規定」が策定されている。「月例会議」(月1回)、「リーダー会議」(月1回)において、共通認識が図られている。(3)-

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており、「苦情対応マニュアル」に基づいた対応がなされている。入園説明会(2月)に「入園のしおり」が配布され、苦情申出窓口や方法等の説明が行われている。「月例会議」(4月)において職員の共通認識が図られている。(4)-

- 2 養護に関わるねらい及び内容

(1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。

| | |
|------|--|
| 評価結果 | 『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>b) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |
| (2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。 | |
| 評価結果 | 子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |
| (3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。 | |
| 評価結果 | 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| (4) 食事の援助が適切である。 | |
| 評価結果 | 職員間の連携を図り、給食内容の向上などに務めている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されており、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されているが、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| 評価結果 | 子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| (5) 排泄の援助が適切である。 | |
| 評価 | 子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。 |

| | |
|--|--|
| 結果 | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| (6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。 | |
| 評価結果 | <p>子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| <p>【 -2 養護等に関わる特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており、「年間保育目標計画」(年齢別)・「月案」(年齢別)等に基づき、子どもの発達過程等に応じた生命の保持に関する援助が適切に行われている。「看護会議」(年3回)・「ケース会議」(2ヶ月に1回)において共通認識が図られている。(1)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており、「年間保育目標計画」(年齢別)・「月案」(年齢別)等に基づき、一人ひとりの子どもの発達過程・活動内容のバランスや調和を図りながら、安定感を持って過ごせるための援助が適切に行われている。「ケース会議」(月1回)「保健師巡回相談」において共通認識が図られている。内容については「報告・連絡・相談・確認シート」に記録され、全職員に回覧されている。(2)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。室内には「温・湿度計」が設置され、保育士によってクラスの温度等が管理されている。各保育室には、子どもの年齢や季節に応じた環境づくりが行われており、保育室には子どもの製作物の展示や絵画の掲示等が行われている。「学年会議」(月1回)において共通認識が図られている。(3)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。保護者には毎月、「献立表」「給食だより」が配布されている。「給食会議」(月1回開催)において食事内容等に関する意見交換が行われている。(4)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。「食事の量や好み」については、「偏食のある子は少量に」、「おかわりは自主的に」等、給食が子どもの負担にならないように「給食会議」において共通認識が図られている。アレルギーのある子どもについては、医師の診断書に基づいて保護者との面談が行われ、子供のアレルギー食品や食材が把握し除去食や代替食が用意されている。配膳に関しては他児と間違ふことのないように食器の色を変えたり、名前を明記したりする等の配慮が行われている。(4)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。「クラス会議」「看護会議」において子どもが気持ちよく排泄できるようにするための取り組みについて共通認識が図られている。援助の必要な子どもには、「個別指導計画」に従って個別対応が行われている。トイレは子どもが排泄しやすいように明るく家族的な雰囲気作りが施されている。トイレの清掃は「掃除チェック表」に従って毎日職員により行</p> | |

われている。(5)-

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。午睡時には畳・マット・ござ等が活用され、カーテンを閉めて音楽を聴く等、落ち着いた雰囲気づくりをするための配慮が行われている。「クラス会議」において、子ども一人ひとりの状況に応じた援助方法について共通認識が図られている。眠れない子どもに対しては背中をトントンしたり体を休めたり、絵本や遊具で遊ぶ等の配慮が行われている。(6)-

- 3 教育に関わるねらい及び内容

(1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

| | |
|------|---|
| 評価結果 | 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |

(2) 『人間関係』に関する援助が適切である。

| | |
|------|---|
| 評価結果 | 『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |

(3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。

| | |
|------|---|
| 評価結果 | 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |

(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

| | |
|---|---|
| 評価 結果 | 『言葉』に関する援助が適切に行われている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |
| (5) 『表現』に関する援助が適切である。 | |
| 評価 結果 | 『表現』に関する援助が適切に行われている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> |
| <p>【 -3 教育等に関わる特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており（年齢別）、「年間保育目標計画」「月案」「週案」等に基づき、自分の健康に関心を持ち、安全な生活習慣や態度を身につける等のための援助や配慮が行われている。「クラス会議」において共通認識が図られている。(1)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」「六供ひよこ保育園保育課程」に基づいて（年齢別）、「年間保育目標計画」「月案」「週案」が作成され、保育園生活を通じて様々な人々と関わり、社会生活における望ましい習慣や態度を養うための援助が適切に行われている。「全体会議」（4月）において職員の共通認識が図られている。(2)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており（年齢別）、「年間保育目標計画」・「月案」に基づき、身近な自然に触れたり、遊具や玩具に興味を持って、様々な遊びを楽しんだりすることができるような援助が行われている。「クラス会議」において共通認識が図られている。(3)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており（年齢別）、「年間保育目標計画」・「月案」に基づき、経験したことや考えたこと等を自分なりの言葉で表現したり、相手の話す言葉を聞こうとしたりする態度等を養うための援助が適切に行われている。「クラス会議」において共通認識が図られている。(4)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されており（年齢別）、「年間保育目標計画」・「月案」に基づき、感じたことや考えたことを、製作・歌・リズム遊び等の様々な表現を楽しむための援助が適切に行われている。「クラス会議」において共通認識が図られている。(5)-</p> | |

| - 4 保育の実施上の配慮事項 | |
|-------------------------------|--|
| (1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。 | |
| 評価結果 | 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。 |
| a | 【判断基準】 a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。 |
| 評価結果 | 子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。 |
| a | 【判断基準】 a) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。 |
| (2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。 | |
| 評価結果 | 子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。 |
| a | 【判断基準】 a) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。 |
| (3) 性差への配慮をしている。 | |
| 評価結果 | 性差をしない援助を行っているが、共通認識の場が不十分である。 |
| b | 【判断基準】 a) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。 |
| (4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。 | |
| 評価結果 | 国籍や文化の違いに配慮した取り組みを行っているが、該当者がいない。 |
| a | 【判断基準】 a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文 |

| | |
|---|--|
| | <p>化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| (5) 乳児保育の実施が適切である。 | |
| 評価結果 | 乳児保育のための環境が整備されている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p> |
| 評価結果 | 乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化され、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| <p>【 -4 保育の実施上の配慮等に関わる特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。0・1・2才児は一人ひとりの子どもの状況を把握し、個別指導計画「月案」が作成されている。「未満児会議」(2ヶ月に1回)・「以上児会議」(2ヶ月に1回)・「月例会議」(月1回)において共通認識が図られている。(1)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。遊具・用具・絵本・自由画帳等は、いつでも自由に取り出して遊べるように配置されている。園外保育や散歩・戸外遊びも頻繁に行われ、子どもが主体的に身近な自然や動植物に触れ合うための配慮が行われている。「月例会議」「クラス会議」等で共通認識が図られている。(1)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」、「六供ひよこ保育園保育課程」が策定されており(年齢別)、「年間保育目標計画」・「月案」に基づき、決まり事やルールを身につけ、子どもの社会性を育てるための配慮が行われている。地域の人々との関わりに際しては、「交流保育活動計画」が作成され、ろう学校幼稚部との交流(年13回・運動会・戸外遊び・プール等)が行われている。「月例会議」(4月)・「クラス会議」において共通認識が図られている。(2)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づき、子どもの名簿は生年月日順に明記したり、色分け(シールを使用)をしたり等による性差をしない配慮が行われている。共通認識の場はない。(3)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。該当者がいない、もしくは日本生活に慣れた園児で特に問題なかった。「6ヶ国語保育の会話&文書」が用意されている。(4)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」・「保健衛生マニュアル」が策定されている。看護師が配置されており、「未満児会議」において共通認識が図られている。0・1才児は睡眠時において15分毎に「呼吸・うつ伏せ」等のチェックを行い、子どもの様子は「睡眠時プレスチェック表」に記録されている。検温に関しては、「体温チェック表」(1日2回)に記録し、体調管理が行われている。(5)-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。0・1・2才児は、一人ひとりの子どもの状況を把握し、個別指導計画「月案」が作成されている。「未満児会議」において共通認識が図られている。</p> | |

(5)-

- 5 障害のある子どもの保育

(1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。

| | |
|----------|--|
| 評価 結果 | 障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。 |
| a | 【判断基準】 a) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。 |

【 -5 障害のある子どもへの特記事項】

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」が策定されている。「個別月間指導計画」が作成され、子どもの様子は「児童票」に記録されている。共通認識の場としては、ケースによって「未満児会議」「以上児会議」において図られ、内容を「報告・連絡・相談・確認ノート」に記録され、全職員に回覧されている。(1) -

IV 保育の計画及び評価

| - 1 保育課程・指導計画の管理体制 | |
|--|---|
| (1) 保育課程・指導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。 | |
| 評価結果 | 保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置き、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いているが、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いていない。</p> |
| 評価結果 | 保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されており、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されているが、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されていない。</p> |
| <p>【 -1 保育課程・指導計画等の特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて、計画の作成・実施による各責任者が定められており、「年間指導計画」「月間指導計画」「週間指導計画」が作成され、保育を実施している。園長・主任・各クラス担任参加の「学年会議」が毎月開催され、責任者より指導・助言を受けている。(1) -</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、計画の作成・変更の体制が明文化されており、変更については園長・主任・各クラス担任参加の「保育会議」「月案会議」「クラス会議」において共通認識が図られている。会議欠席者は、会議録を回覧している。(1) -</p> | |

| - 2 保育課程・指導計画の策定 | |
|----------------------------------|--|
| (1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。 | |
| 評価結果 | 子どもの情報を把握している。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として家庭調査票等の様式が整備されていない。</p> |
| 評価結果 | 児童票において個別性に配慮した記録を行なっているが、指導計画については検討中である。 |
| | <p>【判断基準】</p> <p>a) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄があり、その意義や方法について職員の</p> |

| | |
|---|---|
| b | <p>共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄はあるが、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄がない。</p> |
| <p>【 -3 子どもの実態に即した指導計画策定の特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、子どもの情報把握についての方針が明文化されている。「家庭調査表」が作成されており、「学年会議」「ケース会議」において職員の共通認識が図られている。「家庭調査表」については電子媒体での管理を行い、いつでも職員が確認できるようになっている。保護者アンケート実施後に「保護者面談」が行われ、「個人面接表」に記録している。(1) -</p> <p>3歳以上児の個別計画については準備中であるが、「児童表」には個別性に着目した記述欄がある。個別援助が必要な園児については、「ケース会議」において職員の共通認識が図られている。(1) -</p> | |

| | |
|-----------------------------------|---|
| - 3 保育の実施 | |
| (1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。 | |
| 評価 結果 | 保育の実施に関わる記録が整備されている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| 評価 結果 | 保育における会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されており、会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。</p> <p>b) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されているが、会議内容について職員の共通認識を図る体制の整備が十分ではない。</p> <p>c) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されていない。</p> |
| (2) 保育の実施にあたり、各種マニュアルの見直しが行われている。 | |
| 評価 結果 | 保育の実施にあたり、各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)は検証・見直しがされている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されており、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されているが、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されていない。</p> |

【 -3 保育の実施・記録と話し合い等の特記事項】

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、実施記録の在り方についての方針が明文化されており、「ケース会議」「学年会議」において職員の共通認識が図られている。「児童票」に保育目標・発達状況・生活状況を記録化する整備がなされており、電子媒体において園独自の管理を行い、園長・主任・担当外の職員が日常的に園児の状況を閲覧し、把握しやすいよう努めている。(1) -

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、各種会議内容が明文化されており、「月例会議」「リーダー会議」「ケース会議」「学年会議」「看護会議」「合同会議」「給食会議」「行事会議」を定期的かつ必要に応じて開催している。(1) -

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、マニュアルの検証・見直しの方法が明文化されており、年1回(3月)にマニュアルの検証・見直しが行われている。改訂内容については「月例会議」等において共通認識が図られている。今後は、プロジェクトチーム(チーム5名・月1回)による検証・見直しを定期的を実施することを予定している。(2) -

- 4 保育課程・指導計画の評価・変更

(1) 保育の内容を評価しその結果により、保育課程・指導計画を見直している。

| | |
|------|---|
| 評価結果 | 指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき指導計画を見直している。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されており、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されているが、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されていない。</p> |

【 -4 保育課程・指導計画の変更等の特記事項】

「六供ひよこ保育園運営基準マニュアル」に、指導計画の評価方法が明文化されている。毎月月末に「月間指導計画」についての評価・見直しを行ない、「月例会議」において職員の共通認識が図られている。(1)

- 5 保育の内容等の自己評価

(1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。

| | |
|------|--|
| 評価結果 | 保育所における自己評価の体制が整備されている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されており、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されているが、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されていない。</p> |

【 -5 保育内容の自己評価等の特記事項】

「六供ひよこ保育園運営基準マニュアル」に基づいて、自己評価の体制が整備されており、「月例会議」「学年会議」において職員の共通認識が図られている。年度末(3月)に「六供ひよこ保育園自己評価チェック

ク」を全職員対象に実施し、結果については分析を行ない、次年度の保育に活かせる取り組みを行なっている。

健康及び安全

| -1 健康管理 | |
|--|--|
| (1) 健康管理が適切に行われている。 | |
| 評価結果 | 子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| 評価結果 | アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応をとっている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| (2) 与薬の体制が適切である。 | |
| 評価結果 | 与薬が適切に行われるような体制になっている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 与薬についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 与薬についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 与薬についてのマニュアルの整備は十分ではない。</p> |
| <p>【 -1 健康管理等の特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、保育計画を作成するための方針が明文化されており、「月例会議」「学年会議」において職員の共通認識が図られている。「平成22年度六供ひよこ保育園保健計画表」(期～ 期)は各保育室に掲示され、計画に沿った運営を行ないながら一人ひとりの健康状態の把握に努めている。(1) -</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」にアレルギー対応の方針が明文化されており、「ケース会議」において職員の共通認識が図られ、除去食(代替食)対応の園児を把握している。「各医療機関の先生方へ」「除去食指示書」「食物アレルギー調査票」「食物アレルギー食品チェック表」の書類を整備し、入園時や必要に応じて保護者面談を行なっている。給食内容については、専門医の「アレルギー報告書」に基づいて栄養士が対応している。アレルギー対応の食事を間違わない取り組みとして、給食室前のボードに内容を記入したりお皿の色を替えたり等、担当以外の職員も把握しやすい工夫が行なわれている。(1) -</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、予薬についての方針が明文化されている。「保育園での薬について」に基づいて、「保護者の申請書」(保護者)「予薬指示書」(医師)を整備し、予薬は看護師管理のもと実施している。(2) -</p> | |

| | |
|---|--|
| - 2 安全管理 | |
| (1) 事故防止・犯罪のための取り組みを行っている。 | |
| 評価 結果 | 事故防止・防犯のための体制が適切である。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されていない。</p> |
| (2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。 | |
| 評価 結果 | 事故(けが、急病等)や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。</p> |
| <p>【 -2 安全管理等の特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて、「トラブル事項の処置報告書」「事故発生報告書」が整備され、各クラスで保管を行っている。「月例会議」において報告・事例分析を行い、職員の共通認識が図られている。担当者を定め、毎日午前・午後と園内点検チェック(園舎周辺・送迎出入り口の衛生と安全確認)を行っており、事故防止・防犯に努めている。(1) -</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて「災害・事故対応マニュアル」が整備され、災害・事故時における指揮権、災害・事故時における予防と対応が明文化されている。「第三者評価会議」(年度末)において、職員の共通認識が図られている。「避難訓練計画」に基づいて毎月避難訓練が実施されており、担当者を定め「非難訓練・消火訓練実施報告書」・「消防用設備等自主点検チェック表」に記録され、園長に報告している。事故補償については、入園時に「平成22年度六供ひよこ保育園保育課程」に基づいて、園長により説明を行っている。(2) -</p> | |

| | |
|--------------------------------|---|
| - 3 衛生管理・感染症対策 | |
| (1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。 | |
| 評価 結果 | 衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。 |
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルの整備は十分ではない。</p> |
| 評価結果 | | <p>感染症・食中毒等への対応は適切である。</p> |
| a | | <p>【判断基準】</p> <p>a) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルの整備は十分ではない。</p> |
| <p>【 -3 衛生管理・感染症対策等の特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて、「保健衛生マニュアル」が整備されており、「報告・連絡・相談・確認シート」を活用し、全職員の共通認識が図られている。「砂場点検チェック」「プール使用カード(夏季のみ)」等が作成され、担当者を定めて毎日チェックする体制を整備している。「教育訓練計画書」に基づき看護師・保育士は外部研修に参加し「教育・訓練実施記録」に記録され、「月例会議」において共通認識が図られている。3カ月に1回のペースで姉妹園と合同の「看護会議」を行っている。(1) -</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて、「感染症マニュアル」が作成されており、職員の共通認識が図られている。蔓延防止・予防方法の情報提供を「保健だより」や回覧板の活用、メールの斉送信等において保護者に情報提供を行っている。給食関係者は「従業員細菌検査書」(5項目)による検査を受けており、毎日「個人衛生点検表」(9項目)「衛生チェック表」(30項目)を行っている。(1) -</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| - 4 食育 | | |
| (1) 食育が適切に行われている。 | | |
| 評価結果 | | <p>食育に関する計画が適切である。</p> |
| a | | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| 評価結果 | | <p>食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。</p> |
| a | | <p>【判断基準】</p> <p>a) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されていない。</p> |
| <p>【 -4 食育等の特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づき「年間食育計画」が策定されており、「給食会議」(給食担当・園長・主任・各クラス代表担任)において職員の共通認識が図られている。「給食通信」(毎</p> | | |

月発行)において、食育に関する園児への関わりを掲載している。給食は外部委託で運営しており、「食育の評価・反省」を整備し、テーマ・内容・反省の記録を行っている。食育計画の主な活動として、全園児による「焼きいも会」「餅つき」、以上児による「さつま芋収穫」、年長児による「苗植え」「野菜の世話」「野菜収穫」が行われ保育日誌に記録されている。(1) -

「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて、食事を楽しくおいしく食べるための方針が明文化されており、「給食会議」(給食担当・園長・主任・各クラス代表担任)において提案したり衛生面の配慮を確認したりする等、職員の共通認識が図られている。「六供ひよこ祭り」(年1回)を開催し、園庭において飲食を楽しむ取り組みがなされている。(1) -

VI 保護者に対する援助

| | |
|---|--|
| -1 保護者との連携 | |
| (1) 保護者との協力関係が適切に図られている。 | |
| 評価結果 | 保護者への情報提供・協力関係が適切である。 |
| a | 【判断基準】 a) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されていない。 |
| 【 -1 保護者との協力関係の特記事項】 「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて、保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための方針が明文化されており、職員の共通認識が図られている。情報伝達的手段としては、「保健だより」「給食通信」「メールの一斉送信」「掲示板」等を活用し、保護者に提供されている。学年毎に懇談会を設け、年1回クラス担任参加の話し合いが行われている。登園・降園時に保護者との話し合いの場を設け、必要に応じて相談室において相談が出来る環境を整えている。(1) - | |

| | |
|---------------------------------|---|
| -2 子育て支援（相談対応） | |
| (1) 入所児童の保護者の育児援助を行っている。 | |
| 評価結果 | 保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。 |
| a | 【判断基準】 a) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。 |
| (2) 地域の子育て支援を行っている。 | |
| 評価結果 | 地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。 |
| a | 【判断基準】 a) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されていない。 |
| (3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。 | |
| 評価結果 | 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者に対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。 |
| | 【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されており、職 |

| | |
|--|--|
| a | <p>員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルの整備は十分ではない。</p> |
| <p>【 -3 虐待対応等の特記事項】</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に基づいて、子育てに関する情報提供・相談体制の方針が明文化されており、「第三者評価会議」（年度末）において職員の共通認識が図られている。「ひよこニュース」（毎月）「クラスだより」（年4回）を発行し、園内の情報を中心に保護者への情報提供を行っている。個人面談（6月～7月）を開催し、保護者との情報交換や育児相談がなされ、結果は「個人面談表」に記録を行っている。（1）-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、子育て支援の方針が明文化されており、「第三者評価会議」（年度末）において職員の共通認識が図られている。毎週水曜日の園庭開放（9：30～11：00）・月1回の「ひよこの会」（10：00～11：00）を開催し、地域住民に行事の参加を呼びかけている。「ひよこの会」において、年度毎に担当者を2名体制で配置し、「ひよこ通信」を発行している。（2）-</p> <p>「六供ひよこ保育園運営基本マニュアル」に、虐待の対応における体制が明文化されており、「第三者評価会議」（年度末）において職員の共通認識が図られている。「Parent & Child Support Manual」（前橋市子ども課発行）に基づいて、児童相談所との連携が図られている。（3）-</p> | |

VII 職員の資質向上

| | |
|---|--|
| -1 施設長の責務 | |
| (1) 施設長の責任が明確にされている。 | |
| 評価結果 | 施設長の責任が明示され、説明されている。 |
| a | 【判断基準】 a) 施設長の責任が明文化されており、職員や保護者に対して説明をしている。 b) 施設長の責任が明文化されているが、職員や保護者に対する説明はしていない。 c) 施設長の責任が明文化されていない。 |
| (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。 | |
| 評価結果 | 施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。 |
| a | 【判断基準】 a) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りをしている。 b) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りはしていない。 c) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努め』ていない。 |
| 【 -1 施設長の責務等の特記事項】 施設長の責任は運営基本マニュアルに示している。また、保育課程で「経営者のコミットメント」を示している。施設長の責任を果たすために、県内複数園の園長6名で研修会を組織し「保育力を高める」研修を県の補助金事業として行っている。また、この研修をもとにパワーポイントを用いて職員研修を実施している。 職員の保育に対する自己評価を行っている。学年としては月毎に評価、個人では年1回評価し、専用ソフトでグラフ化して職員指導に生かしている。 | |

| | |
|---------------------|--|
| -2 職員の研修等 | |
| (1) 職員の研修体制が確立している。 | |
| 評価結果 | 職員の資質向上に関する目標を設定している。 |
| a | 【判断基準】 a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しており、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。 b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。 c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定していない。 |
| 評価結果 | 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。 |

| | |
|--|---|
| a | <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。</p> <p>b) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画が策定されていない。</p> <p>c) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられていない。</p> |
| <p>【 -2 職員の研修体制等の特記事項】</p> <p>自己申告書に 研修希望と 自分としてなりたいものを申告させるとともに、職員の自己評価参考にして職員の研修を個々に決定し、計画的に研修を実施している。</p> <p>各種団体等の研修参加者は年間40名程に上る。</p> | |